

令和 5 年 3 月 31 日
消 防 庁

製造所等の不活性ガス消火設備の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（案）に対する意見公募の結果及び改正告示の公布

消防庁は、製造所等の不活性ガス消火設備の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（案）の内容について、令和 5 年 1 月 28 日から令和 5 年 2 月 27 日までの間、国民の皆様から御意見を公募したところ、5 件の御意見をいただきました。意見公募においていただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方を取りまとめましたので公表します。

また、意見公募の結果も踏まえ、当該告示を本日公布しましたので併せてお知らせします。

1 改正概要

消防法施行規則の一部を改正する省令（令和 4 年総務省令第 62 号）により、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）において定める全域放出方式の二酸化炭素消火設備の基準が改正されたことに伴い、製造所等の不活性ガス消火設備の技術上の基準の細目を定める告示（平成 23 年総務省告示第 557 号）第 5 条において引用する全域放出方式の二酸化炭素消火設備の基準のうち新たに追加されたものについて、製造所等については義務化しないこととするため、当該告示を改正するものです。

2 意見公募の結果

製造所等の不活性ガス消火設備の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（案）の内容について、令和 5 年 1 月 28 日から令和 5 年 2 月 27 日までの間、御意見を公募したところ、5 件の御意見をいただきました。

いただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方については、別紙 1のとおりです。

【参考】

「製造所等の不活性ガス消火設備の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（案）に対する意見公募」

<https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/f26963e8808aebffd7b5a8642fe85ae9341d0c4f.pdf>

3 告示の公布

消防庁では、意見公募手続の実施結果も踏まえて、製造所等の不活性ガス消火設備の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（令和 5 年総務省告示第 128 号）を本日付けで公布しました。

改正告示新旧対照表 別紙 2



(連絡先)

消防庁危険物保安室 担当：竹村、伊藤

TEL：03-5253-7524（直通）

E-mail：fdma.hoanshitsu_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には「@」に変更してください。

製造所等の不活性ガス消火設備の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（案）に対して提出された意見及び総務省の考え方

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	(匿名)	消防法施行規則の一部を改正する省令（令和 4 年総務省令第 62 号）により新たに追加された全域放出方式の二酸化炭素消火設備の基準について、製造所等については義務化しないことについて、反対いたします。一律に義務化しないのではなく、製造所等の態様によって義務化又は免除の判断をすべきです。 その一例として、原子力発電所は一定期間毎に実施する原子炉施設の定期点検に数十人、数百人単位の作業員が様々な作業、工事に従事します。これらの作業、工事は「二酸化炭素消火設備が設置されている製造所等」の近傍でも行われているが、作業、工事に従事する作業員は施設、設備に精通した者とは限らず「全域放出方式の二酸化炭素消火設備を熟知した特定の人間のみが立ち入る製造所等には適用する必要があるため」という理由は当てはまらない。 原子力発電所では、ハロン消火設備の誤放出という事案も発生（原因は究明中）しており、事故が発生する可能性がないとは言えない。労働安全を確保するために再考願います。	危険物の製造所等には、係員以外の者をみだりに出入りさせてはならず、当該施設の危険物取扱者等が二酸化炭素消火設備も含めた施設の点検を行うこととされています。このことから、外部の事業者が点検や工事を行う際には、当該施設に熟知した危険物取扱者等が作業に立ち会うこととなり、従業員や工事関係者以外のものが無断で立ち入ることは想定されません。また、原則地階を有しない構造であることから、避難の容易性の点において消防法施行規則の改正の契機となった事故が発生した機械式駐車場等とは事情が異なるものです。 よって、危険物の製造所等については、消防法施行規則の改正により追加された基準について義務化する必要はないものと考えます。 なお、施設の維持管理等のために出入りする者以外の立入禁止の措置等の安全対策について徹底することを促していく予定です。	無
2	(匿名)	★該当箇所 ○消防法施行規則に新たに追加された基準の一部の除外 消防法施行規則第 19 条第 5 項に追加された、第 13 号イ、第 14 号イ（ロ）、第 16 号イ（ロ）、第 17 号ハ括弧書、第 19 号イ（ハ）、及び同号イ（ホ）を改正告示第 5 条が例によるとする対象から除く。 ☆御意見 1. 上記★のうち【第 13 号イ】（起動用ガス容器を設けること。）の規定を対象から除かれますと、操作管用閉止弁の設置が出来ま	御意見の 1 から 3 について、今回の改正により義務化しないこととする各設備等の設置を否定するという趣旨ではありません。 危険物の製造所等には、係員以外の者をみだりに出入りさせてはならず、当該施設の危険物取扱者等が二酸化炭素消火設備も含めた施設の点検を行うこととされています。このことから、外部の事業者が点検や工事を行う際には、当該施設に熟知した危険物取扱者等が作業に立ち会うこととなり、従業員や工事関係者以外のものが無断で立ち入ることは想定されません。また、原則地階を有しない構造であることから、避難の容易性	無

		せん。 操作管用閉止弁は、必ず起動用ガス容器からの操作管（銅管）に取り付けますので、集合管用の閉止弁と操作管用の閉止弁の、「何れかの閉止弁を設置すること。」の規定は、選択肢として残して頂きたいです。 起動用ガス容器の設置は不要である、という逆説的な文言解釈をされてしまいますと操作管用閉止弁の設置が出来なくなりますので、添付の系統図のように集合管に閉止弁が設置されていない場合（今後の設計においても集合管用の閉止弁は設置しない場合も含む）、必然的に各区画系統毎に起動用ガス容器からの銅管に「操作管用閉止弁」を設置しますので起動用ガス容器の設置を適用除外対象に含まないで頂きたい。	の点において消防法施行規則の改正の契機となった事故が発生した機械式駐車場等とは事情が異なるものです。 よって、危険物の製造所等については、消防法施行規則の改正により追加された基準について義務化する必要はないものと考えます。 なお、施設の維持管理等のために出入りする者以外の立入禁止の措置等の安全対策について徹底することを促していく予定です。	
		2. 上記★うち【第 19 号イ（ハ）】においては、そもそも閉止弁の設置は不要とする適用除外対象になっている改正案ですが、起動用ガス容器の設置を適用除外対象にすることで、それと連動して閉止弁の設置も義務付けないという改正案になっています。このことと、消防法施行規則第 19 条第 5 項に追加された新基準との不整合はいかなるものでしょうか。 保安措置対策としては、危険物施設の場合は確かに「特定少数の限られた人員しか関与しない消火対象物である」ことに間違いはありません。 しかしながら「非定常作業時」には、甲種第 3 類消防設備士または点検資格者以外の電気設備工事技術者並びに空調設備工事技術者等の一時的な関与も想定出来ます。 このようなケースが事前に想定範囲内として消火対象物に対するリスクアセスメントが出来る以上、適用除外対象（＝閉止弁の設置は不要とする）に含むべきではありません。		
		3. 上記★のうち【第 19 号イ（ホ）】の規定においては、閉止弁の設置規定と同様に保安対策のひとつでありながら【二酸化炭素消火剤貯蔵容器設置場所（不燃区画室等）及び、消火対象物である防護区画の出入口等の見やすい箇所に設ける 2 種類の注意喚起標識は不要である。】という適用除外対象(案)は、人身事故防止対策措置と逆行していると思います。		

		その２種類の注意喚起標識とは、次に示す通りです。が、これらの注意喚起標識の設置を義務付けないことについて消防行政としてリスクマネジメントに欠けるのではないかと思います。 (１) 二酸化炭素が人体に危害を及ぼすおそれがあること。 (２) 消火剤が放射された場合は、当該場所に立ち入ってはならないこと。(ただし書き省略) 例として、移動式の二酸化炭素消火設備(いわゆる「ホースリール式」)のホーンノズルから放射された二酸化炭素ガスは床面低部に滞留し、かつ、ピット等の掘り下げ部分に高濃度のガスが溜まります。 この、ピット部に滞留した二酸化炭素ガスは強制的に排出措置を行いませんと当該ピット部に滞留したまま維持継続し、当該ピット部に低姿勢にて自らの頭部(顔面すべて)を沈めてみて下さい。 100%の致死率にて呼吸困難となり意識混濁、間違いなく意識不明となり、その場で・・・ということになります。 注意喚起標識の設置を義務付けないという観点(論点)においては、賛同できませんし、現場対応の様々な技術者の人命保護等を最優先にして【注意喚起標識の設置を義務付ける】ことを希望します。 ☆以上の３点を意見として提出いたします。		
3	富山市消防局予防課	【該当箇所】 全域放出方式の二酸化炭素消火設備を熟知した特定の人間のみが立ち入る製造所等には適用する必要がないため、今回追加された基準を告示第５条において例によるとする対象から除く必要がある。 【御意見】 二酸化炭素消火設備を熟知した特定の人間のみが立ち入ることでは、危険物施設以外の工場も同様であり、人の熟知という判断ということは矛盾している。 今回の改正告示は、人的な安全を確保するものであることから、二酸化炭素消火設備の改正告示を用途によって義務化しない	危険物の製造所等には、係員以外の者をみだりに出入りさせてはならず、当該施設の危険物取扱者等が二酸化炭素消火設備も含めた施設の点検を行うこととされています。このことから、外部の事業者が点検や工事を行う際には、当該施設に熟知した危険物取扱者等が作業に立ち会うこととなり、従業員や工事関係者以外のものが無断で立ち入ることは想定されません。また、原則地階を有しない構造であることから、避難の容易性の点において消防法施行規則の改正の契機となった事故が発生した機械式駐車場等とは事情が異なるものです。 よって、危険物の製造所等については、消防法施行規則の改正により追加された基準について義務化する必要はないものと考えます。	無

		ことは主旨にそぐわないと考える。	なお、施設の維持管理等のために出入りする者以外の立入禁止の措置等の安全対策について徹底することを促していく予定です。	
4	サンコー防災株式会社	製造所等において、消防法施行規則に新たに追加された基準を一部除外する理由として、「全域放出方式の二酸化炭素消火設備を熟知した特定の人間のみが立ち入る製造所等には適用する必要がないため」とありますが、当該製造所等に常駐しない臨時の作業員等が立ち入ることも考えられ、また、常駐しているすべての作業員等が、設備を熟知しているとは限らないと考えます。基準を除外するならば、二酸化炭素消火設備を熟知した消防設備士甲種3類所持者が当該製造所等に入構するすべての人間に対し、二酸化炭素消火設備のシステムや危険性を定期的に教育するなどの条件を付したらどうか。また、消防法施行規則第19条第5項第19号イ（ハ）に規定する閉止弁の設置は、点検時の誤放出に対する最良の防止策と考えられ、過去の誤放出事故を鑑みると除外するのは不適と考えます。 消防法施行規則第19条第5項第19号イ（ホ）に規定する標識の設置について、二酸化炭素を貯蔵する貯蔵容器を設ける場所及び防護区画内、またはその周辺で作業を行う人間にとって当該標識の設置は、二酸化炭素消火設備が設置されていることや、危険性を周知する有効な手段であり、設置する場合の経済的負担も少ないと思われます。依って、除外するのは不適と考えます。 除外する理由として示している「二酸化炭素消火設備を熟知した特定の人間」とは、どの程度の知識と技能を持った人間のことを示すのか御教示ください。	危険物の製造所等には、係員以外の者をみだりに出入りさせてはならず、当該施設の危険物取扱者等が二酸化炭素消火設備も含めた施設の点検を行うこととされています。このことから、外部の事業者が点検や工事を行う際には、当該施設に熟知した危険物取扱者等が作業に立ち会うこととなり、従業員や工事関係者以外のものが無断で立ち入ることは想定されません。また、原則地階を有しない構造であることから、避難の容易性の点において消防法施行規則の改正の契機となった事故が発生した機械式駐車場等とは事情が異なるものです。 よって、危険物の製造所等については、消防法施行規則の改正により追加された基準について義務化する必要はないものと考えます。 なお、施設の維持管理等のために出入りする者以外の立入禁止の措置等の安全対策について徹底することを促していく予定です。	無
5	(匿名)	今回の改正を製造所等に適用しない理由として、製造所等には「二酸化炭素消火設備を熟知した特定の人間のみが立ち入る」ためとしている。しかし、二酸化炭素消火設備は特例を適用した一般取扱所（非常用自家発電設備を設置した電気室等が想定される）に設置される事例が多く、その場合は建築物の一部として存在することとなるため、消防法施行規則により設置された同設備との差異が感じられない。 「二酸化炭素消火設備を熟知した特定の人間のみが立ち入る」	危険物の製造所等においては、当該施設の危険物取扱者等が二酸化炭素消火設備も含めた施設の点検を行うこととされています。 危険物の製造所等には、係員以外の者をみだりに出入りさせてはならず、当該施設の危険物取扱者等が二酸化炭素消火設備も含めた施設の点検を行うこととされています。このことから、外部の事業者が点検や工事を行う際には、当該施設に熟知した危険物取扱者等が作業に立ち会うこととなり、従業員や工事関係者以外のものが無断で立ち入ることは想定されません。また、原則地階を有しない構造であることから、避難の容易性の点において消防法施行規則の改正の契機となった事故が発	無

		ことが改正を適用しない理由であるなら、危険物の規制に関する政令第 19 条 2 項による特例が適用されるような多用途が存する建築物内の一般取扱所は改正の対象とするべきではないか。	生した機械式駐車場等とは事情が異なるものです。 よって、危険物の製造所等については、消防法施行規則の改正により追加された基準について義務化する必要はないものと考えます。 なお、施設の維持管理等のために出入りする者以外の立入禁止の措置等の安全対策について徹底することを促していく予定です。	
--	--	--	--	--

○提出意見数：5 件

※提出意見数は、提出意見者数としています。

○総務省告示第百二十八号

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）第三十八条の三の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第五百五十七号（製造所等の不活性ガス消火設備の技術上の基準の細目を定める告示）の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(全域放出方式又は局所放出方式の不活性ガス消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目) 第五条 全域放出方式又は局所放出方式の不活性ガス消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、施行規則第十九条第五項(第一号、第二号の二、<u>第四号イ(ハ)</u>、第十三号イ、第十四号イロ、第十六号イロ、第十七号ハ括弧書並びに第十九号イ(ハ)及び(ホ)を除く。)の規定の例によるほか、次のとおりとする。 「一〃四 略」	(全域放出方式又は局所放出方式の不活性ガス消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目) 第五条 全域放出方式又は局所放出方式の不活性ガス消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、施行規則第十九条第五項(第一号、第二号の二及び<u>第四号イ(ハ)</u>を除く。)の規定の例によるほか、次のとおりとする。 「一〃四 同上」
備考 表中の「」の記載は注記である。	

附 則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。